

入札件名：兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

【配付書類】

- 1 入札説明書
- 2 仕様書
- 3 契約書（案）
- 4 入札保証金納付口座
- 5 入札書関係書類
 - ・ 質問書（様式第 1 号）
 - ・ 入札書（様式第 2 号）
 - ・ 入札参加書（様式第 3 号）
 - ・ 入札辞退届（様式第 4 号）
 - ・ 委任状（様式第 5 号）

入札説明書

兵庫県立芸術文化センターの以下の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称
兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器
- (2) 入札公告日
令和8年9月10日付けホームページ掲載
- (3) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限
令和9年1月29日（金）17時まで
- (5) 履行場所
兵庫県立芸術文化センター休憩室（2室）

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、入札公告日において、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を、開札日時点で受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、開札日時点において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に本店、支店などの拠点を持する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札、仕様書等に関する質問、現地見学

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により質問すること。なお、入札説明会を行わない。
 - ア 受付期間
令和8年9月10日（木）から同年9月25日（金）17時まで
 - イ 提出方法
電子メール
 - ウ 宛先
兵庫県立芸術文化センターメールアドレス：pafh@gcenter-hyogo.jp
 - エ 質問書の指定
様式第1号による
- (2) 回答書は、質問書に記載のメールアドレスに送付するとともに、兵庫県立芸術文化センターホームページにて、令和8年10月1日（木）17時までに公開し、入札書の受付期間終了日の翌日に公開を終了する。
- (3) 現地見学
 - ア 日時
令和8年9月24日（木） 時間は申込後、連絡する。 ※当日は休館日
 - イ 集合場所
兵庫県立芸術文化センター楽屋口（敷地東側入口）
 - ウ 現地見学の申し込み

現地見学を申し込む者は、所定の質問書（様式第1号）を使用し、現地見学者の氏名及び電話連絡先、車で来場する場合は車種、車番を記載し、令和8年9月17日（木）12時までに兵庫県立芸術文化センターメールアドレス：pafh@gcenter-hyogo.jpへ申し込むこと。なお、申し込んだ者の現地見学時間は、令和8年9月18日（金）17時までに質問書に記載のメールアドレスへ連絡する。

5 入札参加、入札書の提出方法

入札に参加する場合は後出9の書類を以下のとおり送付すること。

- (1) 入札書の受付窓口
兵庫県立芸術文化センター総務部経理課（〒663-8204兵庫県西宮市高松町2番22号）
電話番号：0798-68-0223 担当：前田
- (2) 入札書の受付期間
令和8年9月10日（木）から同年10月7日（水）まで（ただし、期間内にある休館日9/14、9/24、9/28、10/5を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）
- (3) 入札書の受付方法
日本郵便による一般書留、簡易書留、またはレターパックプラスを利用し、前出(1)の宛先に送ること。
- (4) その他
ア 入札書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
イ 提出された入札書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、参加者に無断で使用しない。
ウ 提出された入札書及び関係書類は、返却しない。
エ 入札書の受付期間を過ぎた場合は、入札書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の様式第2号により、次の点に留意して作成すること。
ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。
イ 年月日は、入札書の提出日とする。
ウ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は法務局登録の代表者印とする。
エ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。
- (4) 入札書には、合わせて入札価格の積算に用いた単価等を記載した積算内訳書（様式任意）を提出すること。
また、落札価格は、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。
- (8) 入札書は封筒にて封入封減し、表に「入札書在中」と記載すること。

8 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年10月7日（水）までに指定の銀行口座へ振込にて納入しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 令和5年度から令和8年度の間において、国、地方公共団体、一部事務組合、広域連合との間に契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）以上の額の同類物品の契約締結及び履行

の実績が3件以上を有する者であり、かつその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 保険会社との間に当センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

9 提出を必要とする書類

次の書類をまとめて一つの封筒に入れ、提出すること。当該封筒を開封しても入札金額が確認できないようにしておくこと。

- (1) 入札書（様式第2号）（入札書のみを封入封緘されているもので、封書に「入札書」と表記すること）
- (2) 入札参加書（様式第3号）
- (3) 入札保証金の免除を求める場合は、前出8の書類。ただし、前出8(1)は契約書及び納品済みを確認できる書類の写しを、前出8(2)は入札保証保険証書の原本に限る。

10 一般競争入札参加資格の審査

前出9の書類を受け付ければ封筒を開封し、前出9(2)(3)にて資格の確認を行います。その結果、本件入札に参加できる資格を有しないと判明した場合は、令和8年10月14日（水）までに文書にて発出するものとし、入札参加書に記載の担当者へ連絡するものとする。

11 入札の辞退

入札書の提出後、入札を辞退する場合は、所定の様式第4号に記載の上、開札日までに前出の5(1)入札書の受付窓口へ提出すること

12 開札の日時及び場所

日時 令和8年10月16日（金）14時から

場所 兵庫県立芸術文化センター（兵庫県西宮市高松町2番22号）

13 開札にかかる立ち合い

入札者又はその代理人は、立会人として開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。入札者の代理人が立ち会う場合は、委任状（様式第5号）を持参し、担当職員へ提示すること。なお、会場内への立ち入りは入札書を提出した1者につき1名とする。

14 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、入札書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、立会人がくじを引くこととするが、立会人がいない場合は、入札事務に関係のない兵庫県立芸術文化センター職員が代わってくじを引くこととする。

- (3) 落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、再入札を行うこととし、初度の入札に参加した者のみ、再入札の案内を送付する。再入札を行ってもなお落札者がいない場合は、応

札者に対して随意契約により交渉を行う場合がある。

16 入札に関する条件

- (1) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (2) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (3) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (4) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (5) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

18 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から20日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

19 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 令和5年度から令和8年度の間において、国、地方公共団体、一部事務組合、広域連合との間に契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）以上の額の同類物品の契約締結及び履行の実績が3件以上を有する者であり、かつその他の状況から、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

20 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

21 その他の注意事項

- (1) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、信頼を失うことのないよう努めること。
- (2) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、兵庫県の指名停止基準により指名停止される場合がある。

22 調達事務担当

兵庫県立芸術文化センター総務部施設課 担当：下山

電話番号：0798-68-0223

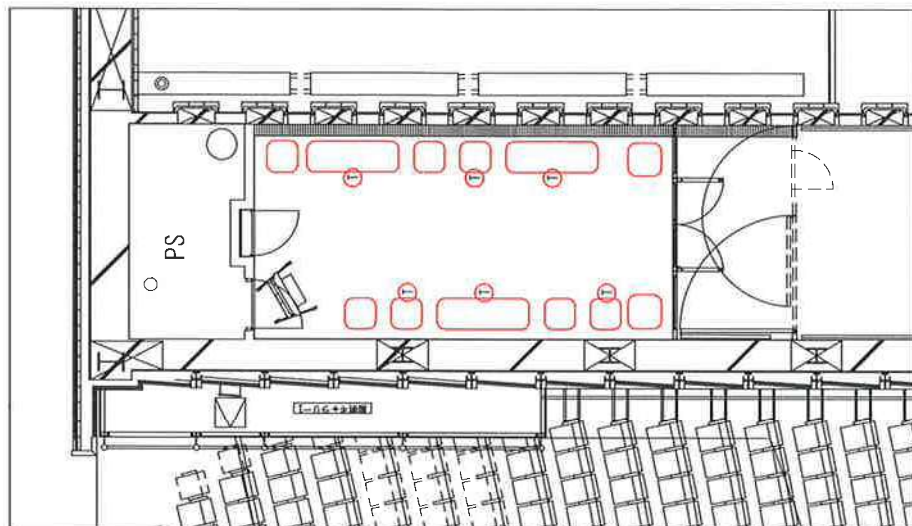
所在地：〒663-8204 兵庫県西宮市高松町2番22号

仕様書

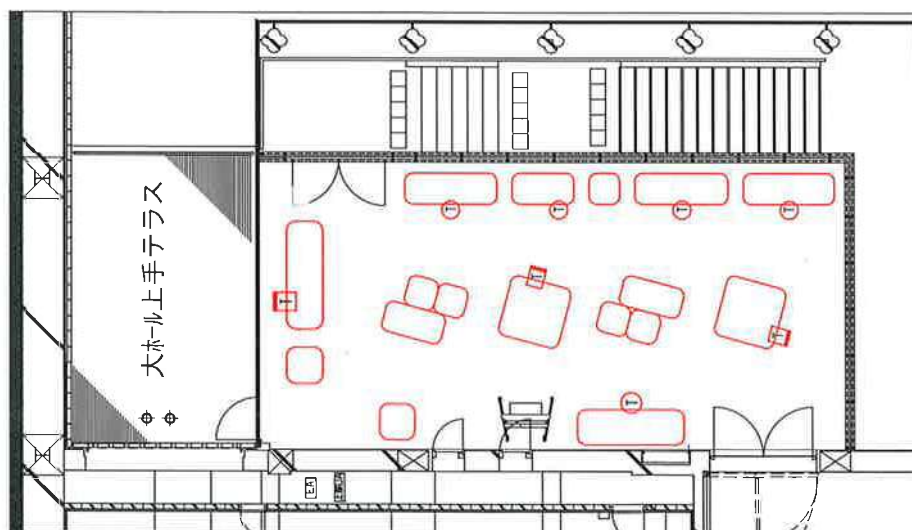
- 1 件 名
兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器
- 2 納入場所
兵庫県西宮市高松町 2-22 兵庫県立芸術文化センター内休憩室（2室）
- 3 納入期限
令和9年1月29日
- 4 納入物品
別紙1のとおり
- 6 レイアウト
別紙2のとおり
- 7 その他、設置等に関する注意事項
同等品は不可とする。
物品の搬出入及び設置の日については、担当係員と事前に打合せを行い、担当係員が指定する日とする。
物品等の搬出入について、エレベーターの使用は可能であるが、休憩室前には2室とも階段があるので注意すること。
添付レイアウトに基づき設置をすること。設置後、担当係員の下承を得ること。
既設のイス等は、担当係員の指示に従い、センター内指定場所へ移動させること。
設置にかかる費用は、全て納入者で負担すること。
作業後は納入物品の梱包材を持ち帰り、ごみなどが出た場合は清掃を行うこと。

別紙 1

No.	品名	仕様	参考品番	台数	納品場所
①	ロビーチェア	サイズ：W1200xD1200xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L1212S	2	大ホール 休憩室
②	ロビーチェア	サイズ：W1800xD600xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L186S	5	
③	ロビーチェア	サイズ：W1200xD600xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L126S	3	
④	ロビーチェア	サイズ：W600xD600xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L66S	7	
⑤	サイドテーブル	サイズ：W300xD380xH530mm 本体：ブナ成型合板・ホワイトオーク突板・ポリウレタン塗装	LION 36LC-ST34	3	
⑥	サイドテーブル	サイズ：W350xD350xH680mm 天板：木製・メラミン化粧板・ABS樹脂エッジ・20mm厚 天板色：ナチュラル フレーム：φ31.8mmスチールパイプ・メラミン焼付塗装（ブラック）	LION 67LC-ST35-N	5	
⑦	ロビーチェア	サイズ：W1800xD600xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L186S	3	中ホール 休憩室
⑧	ロビーチェア	サイズ：W600xD600xH400mm 張地：レザー張り（防汚・耐アルコール・耐次亜塩素酸・難燃仕様） クッション：ウレタンフォーム 脚端：ABS樹脂 色：ブラウングレー	LION 36LC-L66S	9	
⑨	サイドテーブル	サイズ：W350xD350xH680mm 天板：木製・メラミン化粧板・ABS樹脂エッジ・20mm厚 天板色：ナチュラル フレーム：φ31.8mmスチールパイプ・メラミン焼付塗装（ブラック）	LION 67LC-ST35-N	6	



中ホール 休憩室



大ホール 休憩室

契 約 書（案）

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 品 名 | 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器 |
| 2 規格(形式) | 仕様書のとおり |
| 3 数 量 | 仕様書のとおり |
| 4 契約金額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 6 納入期限 | 令和 年 月 日 |
| 7 納入場所 | 兵庫県立芸術文化センター内指定場所 |
| 8 契約保証金 | |
| 9 納入の方法 | 仕様書のとおり |

兵庫県立芸術文化センター（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) (削除)

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命

令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（協 議）

第19条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所	兵庫県西宮市高松町2番22号	
団 体 名	公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事 兵庫県立芸術文化センター	
代表者名	事務局長 小枝 隆之	印

乙 住 所		
会 社 名		
代表者名		印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター
事務局長 小枝 隆之 様

住 所
会 社 名
代表者名
電 話 () ー 番
電子メール

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

入札保証金納付口座

件名 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

金融機関名	三井住友銀行
支店名	西宮北口支店
種目	普通
預金口座番号	4 4 4 5 1 4 3
口座名義人	公益財団法人兵庫県芸術文化協会 兵庫県立芸術文化センター事務局長 小枝 隆之
口座名義人 (フリガナ)	コウエキザイダンホウジンヒョウゴケンゲイジュツブンカキョウカイ ヒョウゴケンリツゲイジュツブンカセンタージムキョクチョウ コエダ タカユキ

質 問 書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター事務局長
小 枝 隆 之 様

登 録 番 号
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
質 問 者 氏 名
質問者連絡先

(押印不要)

件名 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

質問事項

回答送付先メールアドレス（1つに限る）

入札書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター事務局長
小 枝 隆 之 様

登 録 番 号
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

件名 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

入札金額(税抜き)

¥

※ 詳細がわかる内訳書（様式任意）を添付すること

契約条項その他関係書類等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

当社	課税事業者	
なお、	は消費税に係る	であることを届け出ます。
私	免税事業者	

(注意)

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって決定額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札参加書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター事務局長
小 枝 隆 之 様

以下の入札について、入札公告、入札説明書等の配付資料を熟知の上、参加します。

件名 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

登 録 番 号

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者連絡先

電話番号

メールアドレス

(押印不要)

入 札 辞 退 届

件名 兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター事務局長
小枝 隆之 様

登 録 番 号

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

委 任 状

私は、_____を代理人と定め下記
の権限を委任します。

記

兵庫県立芸術文化センター休憩室用什器の入札にかかる

開札に立ち会う権限及びくじ引きの権限

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会業務執行理事
兵庫県立芸術文化センター事務局長
小枝 隆之 様

登 録 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印